

会報



(社)宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東2丁目9番19号

TEL (0985) 22-7171

FAX (0985) 23-6798

HP: <http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

E-mail: info@miyazaki-kenkyo.or.jp

宮崎県建設業協会機関誌
Monthly Association Construction Industry NEWS

2010.12

宮崎県建設業協会のみなさまへ

こんにちは。私は、倉岡小の6年生です。ロてい疫まん延防止の仕事おつかれさまでした。私は、有田橋の近くに住んでいるので、出かける時や、かいものの帰り道に消毒ポールを利用していました。私は、みなさんのことを見て、

「かいものなどが出来るのもみなさんのおかげだな」

と思いました。消毒ポールに並んでいる時にお母さんが手を上下に動作しているみなさんをみて、

「こんなに暑い日も、全身にかぶりものもして、おじぎをしながらか大変だね」

といったつも、お母さんも頭を下げながら、消毒ポールを過ぎていきました。私は、本当に「そうだな」と実感しました。一番思ったことは、休みの日とあるのかなと思いました。なぜなら、みなさんが24時間交代でしていると聞いてびっくりしました。

私は、宮崎県以外の都道府県に、広がらなくて良かったのもみなさんのおかげだと思います。最近では、毎月20日は、県内一斉消毒の日に決まったそうです。この日を境に、ロてい疫のことを思い出したいと思いました。

これから、がんばって下さい。応援しています。

倉岡小 6年 永岡 紗英

「がんばろう！宮崎@倉岡小 メッセージ」

～社団法人宮崎県建設業協会から～

本県で発生した口蹄疫の感染拡大・蔓延防止のため、当協会の会員・建設業者も第一線で防疫作業を行いました。その防疫作業について、倉岡小学校6年の永岡紗英ちゃんから、今回、本人から直接、心暖まるメッセージが当協会に封書にて届きました。このメッセージは、倉岡小学校が「がんばろう！宮崎@倉岡小 メッセージ事業」として取り組んでいるものであり、倉岡小学校で作成された「がんばろう！宮崎@倉岡小 シール」をメッセージに貼って、感謝の気持ちや元気を与えたい方に対して、郵送で届けるというものであります。

今回、このメッセージが届きましたが、我々にとって、何事にも代えがたい「メッセージ」であり、本当に「元気」「勇気」を与えられる心暖まる「言葉」であります。会員一同、心から厚く御礼申し上げます。

私たち建設業者は、紗英ちゃん含め、地域の住民が安全で安心して住めるために、地域基盤整備は勿論のこと、様々な地域貢献、ボランティアを通して活動して参りますので、今後とも変わらぬご理解とご支援を宜しくお願いいたします。

目 次

◇平成22年12月行事予定	1
◇平成23年 1 月行事予定	2
◇県協会 会員の動き	2
◇宮崎県建設業協会	
1. 第 8 回常務理事会並びに県土整備部との意見交換会を開催	3
2. 平成22年度建設雇用改善推進表彰式開催される	4
3. 建設雇用改善優良事業所県知事表彰に(名)仁科産業が受賞！	5
4. 宮崎県からのお知らせ ～中小企業ワンストップ金融・経営相談会～	6
5. 平成22年度ワンストップサービスセンター事業のご案内	7
6. 宮崎県中小企業融資制度のご案内 ～中小企業の資金繰りを応援します～	8
◇雇用改善コーナー	
1. 建設教育訓練助成金のご案内	9
2. 建設事業主雇用改善推進助成金のご案内	9
◇協同組合	
1. 串間市・えびの市発注工事での債権譲渡契約について	10
2. 全建協連総合補償制度ご加入のすすめ	11
◇技 士 会	
1. 『監理技術者の講習会』についてお知らせ!!	13
2. 3 回目の「監理技術者講習会」終わる	13
3. 技士会本部（連合会）より口蹄疫のお礼	14
◇建 退 共	
1. 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識（シール）について	15
2. 建退共宮崎県支部取扱状況（10月分）	16
◇厚生年金基金	
1. 事業概況（10月分）	16
◇建 災 防	
1. 「建設業年末年始労働災害防止強調期間運動」について！	17
◇火薬協会	
1. 火薬類の廃棄処理について	20
2. 今年最後の保安教育講習会について	20
◇保証会社	
1. 宮崎県内の前払保証・公共工事動向（10月分）	21
2. 中間前払のご案内 ～年末年始の資金手当に～	22
3. 下請債権保全支援事業～手形債権保証・買取のご案内～	23
◇建設業福祉共済団からのお知らせ	
1. 育英奨学金後期分31,788,000円、260名に給付!!	25

平成22年12月行事予定表

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	水		基金企業年金連合会財政ステップ アップセミナー（東京）	
2	木	宮崎県建設業協会土木委員会と京 都府建設業協会土木委員会との意 見交換会（宮崎）		
3	金			
4	土			
5	㊤			
6	月	宮崎県建設業協会常務理事会		
7	火	県議会11月定例議会閉会	基金事務担当者説明会（宮崎） 職長・安全衛生責任者教育 （8日まで延岡）	
8	水			
9	木	九州建設業協会総務・経理担当職 員研修会（佐賀）	基金事務担当者説明会（高千穂） 現場所長研修（宮崎）	火薬保安講習（宮崎）
10	金		基金事務担当者説明会（延岡） 高所作業車運転技能講習 （12日まで清武）	
11	土			
12	㊤			
13	月		基金事務担当者説明会（小林）	
14	火	宮崎県建設業協会青年部連合会と 県土整備部との意見交換会 全国技士会事務局長会議及び実務 担当者会議（東京）	基金事務担当者説明会（都城）	
15	水		基金事務担当者説明会 （西都・高鍋）	
16	木	全国建設産業団体連合会専門工事 業部会（東京）	基金事務担当者説明会（東諸） 災防団体連絡協議会（宮崎） 基金納入告知書発送	
17	金	全国建設業協会正・副会長会議 全国建設業協会理事会・意見交換 会（東京）	基金宮崎部会役職員・事務職員合 同研修会（宮崎）	
18	土			
19	㊤			
20	月	宮崎県建設業協会土木委員会と県 土整備部との意見交換会	基金事務担当者説明会（串間）	
21	火		基金事務担当者説明会（日南）	
22	水		基金事務担当者説明会（日向）	
23	木	天皇誕生日	天皇誕生日	天皇誕生日
24	金			
25	土			
26	㊤			
27	月			
28	火	仕事納め	仕事納め	仕事納め
29	水			
30	木			
31	金			

平成23年 1 月行事予定表

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火災協会・保証会社
1	土	元旦	元旦	元旦
2	⑩			
3	月			
4	火	仕事始め	仕事始め	仕事始め
5	水			
6	木	宮崎県建設業協会官公庁挨拶回り		
7	金		小型車両系建設機械（整地・掘削） 運転特別教育（8日まで清武）	
8	土			
9	⑩			
10	月	成人の日	成人の日	成人の日
11	火			
12	水			
13	木	変貌する入札制度への対策セミナー （日南）	車両系建設機械（整地・掘削）運 転技能講習（14日まで清武）	
14	金	変貌する入札制度への対策セミナー （都城）		
15	土			
16	⑩			
17	月		基金納入告知書発送	
18	火			
19	水			
20	木	全国建設業協会正・副会長会議、 理事会（東京）		
21	金		不整地運搬車運転技能講習 （23日まで清武）	
22	土			
23	⑩			
24	月			
25	火			
26	水			
27	木	九州建設業協会建設産業人材確保・育 成推進協議会九州ブロック会議（宮崎）		
28	金			
29	土			
30	⑩			
31	月			

県協会 会員の動き (11月1日～30日)

【代表者、組織、所在地等】

地区名	会社名	変更事項	変更前	変更後
宮崎	(株) 原 建	代表者	原 田 敦 憲	原 田 志奈子
西 都	オダギリ・コーポレーション(株)	代表者	小田切 正 利	小田切 隆 弘
		商 号	(有) 押 川 建 設	オダギリ・コーポレーション(株)

【退 会】

地区名	会社名	代表者名
日 向	(有) 清 水 組	清 水 信 之

【訂 正】

地区名	会社名	変更事項	変更前	変更後
延 岡	(株) 田 邊 建 設 工 業	代表者	田 邊 利 成	田 邊 博 貴

宮崎県建設業協会

1. 第8回常務理事会並びに県土整備部との意見交換会を開催

平成22年11月10日（水）午後2時40分、県建設会館5階「会議室」において、常務理事会を開催した。

議題については次のとおり

議題1「国工事の建設工事安全パトロールについて」は、専務理事より宮崎河川国道事務所から専門的な視点で1ブロック各1名（北部・中部・西部・南部ブロックの4ブロック）の協力依頼が来ていることを説明し、協議の結果協力を行うことで承認が得られた。



議題2「国との意見交換会要望事項について」は、専務理事が11月16日（火）午後2時40分からホテルメリージュで開催の国交本省甲村技監、九州地方整備局岡本局長等との意見交換のテーマとして①地方の建設産業の方向性、②若年技術者の育成についての2点をポイントに要望することになった。

議題3「上半期の事業報告及び中間監査報告について」、事務局長より、口蹄疫の発症に伴う義捐金の拠出や、社会貢献活動月間における「防疫活動」として全建会長表彰受賞や、労務費調査に対する事前講習会の開催などによる出費等があったことが説明され、概ね50%の執行状況であったことを報告し、承認された。

議題4「建設産業経営基盤強化支援事業の継続等について」は、事務局長が資料により説明を行い、平成17年度からスタートした「建設産業新分野進出セミナー」も年々受講者が減少してきたため、今後の継続等について協議したところ、形を変えた取り組みを検討することとなった。また、平成19年度途中からスタートした「建設産業経営基盤強化支援事業」については、年々応募者が増加しているため、委員会で増額の意見があったこと等が報告された。

議題5「建設雇用改善推進表彰県協会長表彰者の推薦について」は各地区協会から推薦された個人及び事業所全てに対して原案どおり承認された。表彰決定者は次項のとおりである。

議題6「次回常務理事会の開催期日について」は、協議の結果、12月6日と決定した。

その他の議題として、前回議長提案として協議され承認のあった「地域建設業の方向性について研究会の設置について」専務理事が資料「地域建設産業の方向性についての研究指針案」により説明を行った。この研究会は、県協会常務理事会一致の発案として設置するものであり、産・学・官の代表者で検討していくことになるが、各地区会長の意見を反映するため、フィードバックしながら進めていくことで了承を得た。

以上、すべての議題を協議し、常務理事会を終了した。

県土整備部との意見交換会については、前回説明を行った「自然豊かな水辺の工法研究会」の講習について、技術企画課 図師課長と河川課 野中課長の両課長から補足説明があった。

総合評価落札方式の評価として「河川工事シート」を新たに追加設定し、来年度から受講を評価するものであり、その経緯等説明があったが、実施目的・評価方法等意見が飛び交い、実施方法等再度検討をし、平成24年度から実施していただくよう協会から要望し、終了した。



2. 平成22年度建設雇用改善推進表彰式開催される

11月16日、平成22年度建設雇用改善推進表彰式を、(社)宮崎県建設業協会と宮崎県建設産業団体連合会の2者共催により、建設会館5階「会議室」において開催した。

まず始めに、永野会長が受賞者へ敬意と感謝を述べられ、「建設業界は大変厳しい状況であるが、その厳しい状況においても、本日受賞される皆様方は、日頃から雇用の安定並びに改善に尽力され、他の模範となっている。今後も業界発展のため、尚一層励んでいただきたい。」と挨拶され、下記受賞者に対して、永野会長より、表彰状と記念品が贈呈された。

この表彰は、国が定めている11月の建設雇用推進月間に併せて実施するものであり、「安心と誇りが仕事の活力」をスローガンに、建設労働者の雇用の改善に努力され、その成果を上げられた事業所並びに功績のあった功労者を表彰することにより、雇用改善の推進、雇用の安定の気運の醸成に資することを目的とした表彰である。

受賞者は次のとおり。

◆宮崎県建設業協会会長表彰

【優良事業所表彰】

吉田建設(有)	代表取締役	吉田 一徳 (串間市)
(株)寺原建設	代表取締役	寺原 忠男 (日向市)
木村産業(株)	代表取締役	木村 健一 (延岡市)



①協会優良事業所表彰

【役員功労者表彰】

相葉 雄三〔相葉建設(株) 代表取締役 (都城市)〕
小園 孝久〔(株)小園建設興業 取締役専務 (小林市)〕
長友 正勝〔(株)長友組 代表取締役 (綾 町)〕

【若年功労者表彰】

井上 善幸〔(株)ダイニチ開発 (宮 崎 市)〕
黒木 通裕〔福岡建設(株) (日 南 市)〕
杉尾 典彦〔河野建設(株) (西米良村)〕
戸高 道悦〔(株)増田工務店 (高 鍋 町)〕
尾賀 竜太〔(株)工藤興業 (高千穂町)〕

◆宮崎県建設産業団体連合会会長表彰

【優良事業所表彰】

(有)西田工務店 代表取締役 西田 増美 (宮崎市)
(有)野添建築設計事務所 代表取締役 野添 勝久 (川南町)

【役員功労者表彰】

増田 光則〔(株)宮崎ランドスケープ 代表取締役 (宮崎市)〕
松田 義晴〔(有)松田測量設計事務所 代表取締役 (日南市)〕



②協会役員功労者表彰



③協会若年功労者表彰



④建産連・優良事業所・役員功労者表彰

3. 建設雇用改善優良事業所県知事表彰に(名)仁科産業が受賞！

去る9日に県庁知事室において、建設雇用改善優良事業所表彰が執り行われ、西都地区建設業協会の会長でもある合名会社仁科産業（代表社員 仁科俊一郎）に対し、東国原県知事より、表彰状と記念品が贈られた。



4. 宮崎県からのお知らせ ～中小企業ワンストップ金融・経営相談会～



宮崎県からのお知らせ

中小企業ワンストップ金融・経営相談会

本県では、中小企業及び個人事業主の皆さまを対象に、資金繰りや経営改善に関する相談を一つの窓口で対応できる「ワンストップ相談会」を開催します！些細な相談でもかまいませんので、お気軽にご参加下さい！秘密厳守・相談無料です。



1. 相談内容

新規融資、借換・一本化、返済条件緩和、その他経営全般

～ 様々な相談に応じます ～

(例) 年末に向けて、運転資金を借りたい。
既存融資の返済方法について相談したい。(借換・一本化、条件変更等)
資金繰りが苦しいので融資について相談したい。
本業の先行きが不安なので、新しい事業への進出について相談したい。
貸金業法の改正により資金調達が困難。
売上が減少しているので対策を立てたい。返済計画の見直しについて相談したい。
コスト削減についてのアドバイスを受けたい。 など

2. 日時、場所

平成22年11月25日(木) 10時～16時 宮崎県庁 附属棟 3階 301号室
平成22年11月26日(金) 13時～16時 県延岡総合庁舎 2階 201・202号会議室
平成22年11月29日(月) 13時～16時 県都城総合庁舎 1階 第4、5、6号会議室
平成22年12月 1 日(水) 13時～16時 県日南総合庁舎 1階 第5A、5B号会議室

3. 相談機関

宮崎県(金融対策室)
日本政策金融公庫
宮崎県信用保証協会
商工会議所 等

※11月25日は国の「ワンストップ・サービス・デイ」が併催されますので、商工組合中央金庫(金融相談)、中小企業基盤整備機構(経営相談)、宮崎県商工会連合会(経営相談)、宮崎県中小企業団体中央会(経営相談)、中小企業診断協会(経営相談)、下請かけこみ寺(取引関係の相談)、発明協会(知的財産関係の相談)、労働局(雇用調整助成金の相談)等にも相談できます。



【相談予約連絡先】

宮崎県金融対策室 0985-26-7097

※予約なしでご相談いただけますが、事前にご連絡いただいた方は優先して相談をお受けします。

5. 平成22年度ワンストップサービスセンター事業のご案内

中小・中堅
建設業者の皆様へ

専門家による 情報提供・経営相談です

無料派遣

ワンストップサービスセンターのご案内



建設企業の方なら
どなたでもご利用
いただけます。

各都道府県等に設置する「建設業総合相談受付窓口」において経営相談を受け付けるとともに、ご希望に応じて、中小企業診断士等の経営支援アドバイザーを派遣します。

- 建設企業への助成金や支援制度を活用したい。
- 経営方針・経営戦略、資金調達などの相談をしたい。

建設企業の皆様に、以下のようなメニューをご用意しております。

● 支援メニュー

1. 情報提供

経営に関するさまざまな情報を満載！

新分野に進出したい、支援制度を知りたい、経営のヒントを知りたい、など経営の役に立つさまざまな情報をホームページでまとめて紹介しています。

ヨイケンセツドットコム

<http://www.yoi-kensetsu.com/>

ヨイケンセツドットコム

検索

2. 無料経営相談

専門家による無料の経営相談サービス

- 中小企業診断士、税理士等の経験豊富なアドバイザーが、貴社を訪問しご相談を伺います。経営方針、資金調達などの課題から、新分野（成長分野）進出など、将来を見すえた問題まで、幅広く丁寧にアドバイスいたします。
- **2回まで無料**でご利用いただけます。
(新分野（成長分野）進出に関する相談は、**4回まで無料**)
※ご相談内容の秘密は厳守いたします。

● ご相談はこちらへ 無料経営相談の申込は裏面をご利用下さい。

■ (財)建設業振興基金 構造改善センター
TEL 03-5473-4572 / FAX 03-5473-4594

■ 各都道府県等の相談窓口(全国90カ所)については
<http://www.yoi-kensetsu.com/one-stop/top/>
を御覧下さい。

6. 宮崎県中小企業融資制度のご案内 ～中小企業の資金繰りを応援します～

宮崎県中小企業融資制度のご案内

～ 中小企業の資金繰りを応援します ～

○通常の運転資金・設備資金を必要とする方は

経営安定貸付

融資対象者

通常の運転資金・設備資金を必要とする中小企業者及び組合

融資限度額 5,000万円(組合は8,000万円)

融資期間 設備資金10年(うち据置1年半)以内
運転資金7年(うち据置1年)以内

融資利率 年2.1%～年3.0%

保証料率 年0.45%～年1.65%

小規模企業経営安定貸付

融資対象者

1,250万円以内で運転資金、設備資金を必要とする小規模企業者

融資限度額 1,250万円(設備・運転資金の合計)

融資期間 7年(うち据置1年)以内

融資利率 年1.9%～年2.6%

保証料率 年0.40%～年1.85%

○比較的少額な資金を迅速に受けたい方等

建設産業等支援貸付

融資対象者

- ① 比較的少額な資金を迅速に融資を受けたい中小企業者又は組合
- ② 「建設産業等地域力連携強化事業」による助言を受けた中小企業者等又は「建設産業支援対策事業」又は「建設産業育成総合対策事業」による補助金の交付を受けた建設業者

融資限度額 ①の場合: 500万円
②の場合: 1,500万円

融資期間 7年(うち据置1年)以内

融資利率 金融機関の所定金利(年5%以下)

保証料率 年0.40%～年0.65%

○売上や利益の減少に対応したい方は

セーフティネット貸付

融資対象者

- ① 最近3ヶ月間の「平均売上高」または「平均販売数量」が、前年同期比又は2年前同期比3%以上減少している中小企業者又は組合
- ② 最近3ヶ月間の「平均売上総利益率」または「平均営業利益率」が、前年同期比3%以上減少している中小企業者又は組合
- ③ 国が指定する大型倒産企業に50万円以上の売掛債権等をもっている中小企業者又は組合

※融資対象者であることについて市町村で認定を受ける必要があります。認定申請に必要な書類は、認定要件(売上高、利益率等)が確認できる税務申告書、決算書、試算表等です。

融資限度額

設備資金 5,000万円(組合は8,000万円)

運転資金 3,000万円(組合は8,000万円)

融資期間 10年以内(うち据置2年以内)

融資利率 年1.8%～年2.3%

保証料率 年0.45%

借入に必要な書類

- ・ 借入申込書(保証協会又取扱金融機関の様式)
- ・ セーフティネット認定書
- ・ 市町村民税が完納されていることの証明書
- ・ 決算書、試算表、商業登記簿謄本等

お問い合わせは

宮崎県 商工政策課 金融対策室

☎0985-26-7097

雇用改善コーナー

1. 建設教育訓練助成金のご案内

助成金の種類・概要・助成率及び限度額

No.	種 類	概 要	助成率及び限度額
①	認定訓練	第1種 (訓練経費)	中小建設事業主等が都道府県から認定訓練助成事業費補助金(運営費)又は広域団体認定訓練助成金の交付を受けて、職業能力開発促進法による認定訓練を行った場合、経費の一部を助成
		第4種 (賃金)	中小建設事業主が雇用・能力開発機構からキャリア形成促進助成金を受けて、雇用する建設労働者に勤務扱いで認定訓練を受講させた場合、賃金の一部を助成
②	技能実習	第2種 (実習・受講経費)	中小建設事業主等が雇用する建設労働者に技能実習を行う場合、又は、登録教習機関で行う技能講習等を受講させた場合、経費の一部を助成
		第4種 (賃金)	中小建設事業主が雇用する建設労働者に勤務扱いで技能実習等を受講させた場合、賃金の一部を助成
③	通信教育訓練	第2種 (受講経費)	中小建設事業主が雇用する建設労働者に通信制による教育訓練を受講させた場合、経費の一部を助成
④	就業機会確保事業教育訓練	第2種 (訓練経費)	建設業務労働者就業機会確保事業の認定を受けた建設業の事業主団体が、送出事業に係る建設労働者のために就業機会確保事業教育訓練を行った場合、経費の一部を助成
		第4種 (賃金)	建設業務労働者就業機会確保事業の許可を受けた建設事業主が雇用する建設労働者に勤務扱いで就業機会確保事業教育訓練を受講させた場合、賃金の一部を助成
⑤	受講援助	第3種 (旅費)	中小建設事業主が雇用する建設労働者に三田建設技能研修センター(兵庫県三田市)又は富士教育訓練センター(静岡県富士宮市)が実施する職業訓練を受講させた場合、旅費の一部を助成
	職業訓練推進	第3種 (運営費)	要件を具備する職業訓練法人が広域的に建設工事における作業に係る職業訓練を計画的に実施した場合、運営費の一部を助成
	施設等設置整備	第3種 (設置整備費)	要件を具備する職業訓練法人が認定訓練の実施に必要な施設又は設備の設置整備を行った場合、経費の一部を助成 注：用途変更禁止期間が設定されます。

2. 建設事業主雇用改善推進助成金のご案内

助成金の種類・概要・助成率及び限度額

No.	種 類	概 要	助成率及び限度額
⑥	建設事業主雇用改善推進助成金	(事業費) 中小建設事業主が建設労働者の雇用改善のための計画を作成し、機構の認定を受け、当該計画に従って事業を実施した場合、その事業費の一部を助成 注：中小建設事業主以外の建設事業主が関係請負人の雇用改善を図るために事業を実施した場合に、対象となる助成金もございます。	支給対象費用の1/2、一事業年度当たり200万円を限度(事業ごとに別に定める限度額があります。)

— お問い合わせ —

独立行政法人 雇用・能力開発機構宮崎センター

TEL 0985-51-1511

安 心 と 誇 り が 仕 事 の 活 力

協 同 組 合

1. 串間市・えびの市発注工事での債権譲渡契約について

履行報告書及び出来高確認申請書に発注者証明が受けられるようになりました。

「工事履行報告書及び出来高確認申請書」を提出していただくだけで保証人は必要ありません。

必 要 書 類 等

書 類 名	県、宮崎市、串間市	小林市、えびの市	延 岡 市	左記以外の国・市町村工事
1. 債権譲渡契約書及び証書	○		○	
2. 請負工事代金債権譲渡契約書		○		○
3. 借入申込書	○	○	○ (要保証人)	○ (要保証人)
4. 工事履行報告書及び出来高確認申請書	○	○		
5. 誓約書			○	○
6. 連帯保証書			○	○
7. 請負工事出来高証明書			○	○
8. 支払状況・支払計画書	○	○	○	○
9. 約束手形	○	○	○	○
10. 金銭消費貸借契約書	○		○	
11. 請求書	○	○	○	○

制度の概要・メリット！

公共工事を受注・施工中（完成を含む）の組合員等が、発注者から将来受け取る工事請負代金債権を当協同組合に譲渡することにより、工事出来高の範囲内で貸付けを受けられる公的制度です。

また、借入金は、経営事項審査の経営状況分析における負債合計額から控除できます。

便 利！

債権譲渡することにより、必要な時に貸付を受けられるので、大変便利です。特に県、宮崎市、串間市、小林市、えびの市発注工事は「工事履行報告書及び出来高確認申請書」を提出していただくだけで保証人は必要ありません。工事出来高の範囲内であれば、必要な額を何度でも借入できます。

制度の基本的な仕組み！

○ 貸付金利は、貸付け金額に応じ、**年2.2%～2.85%**です。

※ **事務手数料、0.07%～0.15%が加算されます。**

※ 金利は、金融情勢により変動します。

貸 付 金 額	500万以下	500万超～ 2,000万以下	2,000万超～ 3,000万以下	3,000万超～ 5,000万以下	3,000万超～	1 億円超
金 利	2.20%	2.85%	2.85%	2.85%	2.60%	2.50%
事務手数料	0.15%	0.14%	0.13%	0.12%	0.08%	0.07%

融資実行計算式！（県、宮崎市、串間市、延岡市発注工事の適用計算式）

出来高率	違約金は、請負金額の10%
99%以下	(請負額×出来高率－受領済額－違約金)×90%《担保掛目》
100% (完成)	請負額×出来高率×90%《担保掛目》－受領済額

融資実行計算式！（上記以外の国、市町村発注工事の適用計算式）

出来高率	
50%以下	請負額×出来高率－(請負代金×5/100)－受領済額
50%以上	請負額×出来高率×90%《担保掛目》－受領済額

ホームページでも詳しくご案内致しております。その他ご不明な点等は、お気軽にご相談下さい。

宮崎県建設事業協同組合 〒880-0805 宮崎県宮崎市橘通東2丁目9-19 宮崎県建設会館2階
TEL 0985-23-3691 FAX 0985-23-3599
URL <http://www.mk-net.or.jp> E-mail info@mk-net.or.jp

2. 全建協連総合補償制度ご加入のおすすめ

組合員の皆さまを不測の事故からお守りする

全建協連 総合補償制度 ご加入のおすすめ

総合補償制度は組合員のために作られた制度です。多くの皆さまから支持をいただいております。

第三者賠償補償制度

(施設所有管理者・生産物・請負業者賠償責任保険)

工事遂行中や引渡後の事故によって組合員に法律上の損害賠償責任が生じた場合に、「損害賠償金」や「訴訟費用」などをご加入金額の範囲内で保険金としてお支払いします。

★ 団体制度ならではの割安な賦課金水準を実現！

さらに最大25%の割引制度でさらにご加入いただきやすく！

無事故割引制度

品質管理(ISO等)割引制度

セット割引制度

優良業者割引制度

★ 補償内容も充実！ 基本補償内容に各種追加条項を標準装備！

大好評！

充実1 「レンタル建機賠償補償」

… リース・レンタル建設機械自体を損壊したことによる賠償責任を補償

充実2 「交差責任担保追加条項」

… 被保険者に工事発注者を追加、工事中の発注者への賠償責任も補償

充実3 「作業対象物担保追加条項」

… 工事中の作業対象物の損壊による賠償責任を補償

充実4 「年間包括契約方式」

… 工事の規模・工種を問わず全工事が対象（JVは工事ごとに個別引受）

充実5 「地盤崩壊危険担保追加条項」（オプション加入のため追加保険料が必要です。）

… 掘削工事の土地の振動や土砂崩れによる損壊等による賠償責任を補償

★ 安心の事故対応！ 代理店・保険会社と連携し、迅速対応

このほか「土木・建築工事補償制度」「傷害総合補償制度」にもご加入いただけます。
また、ご加入いただいた組合員は「全建協連オリジナル見舞金制度」もご利用いただけます。

土木・建設工事補償制度

(土木工事保険、建設工事保険)

- ・工事の目的物、材料(追加支給材を含みます。)
- ・工事用仮設建物
- ・現場内の什器備品などの火災、損壊、盗難等による損害を補償します。

傷害総合補償制度

(傷害総合保険)

- ・就業中や通退勤途中のケガを補償します。
- ・熱中症による事故も補償。
- ・役員、下請負人も対象です。
- ・経営事項審査加点対象。
- ・団体割引20%適用。

全建協連見舞金制度 (全建協連独自制度)

ご加入の補償制度に従って、次の見舞金が支払われます。

事故被災者見舞金

工事補償免責金額見舞金

土木工事災害見舞金

死亡・重度後遺障害見舞金

[お問い合わせ先]

(保険契約者) 全国建設業協同組合連合会 (全建協連)

〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-5-1 TEL 03-3553-0984 FAX 03-3553-0805

(引受保険会社) 株式会社損害保険ジャパン 営業開発第一部第一課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL 03-3349-3216

(取扱代理店) 建設協友サービス株式会社 〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-5-1 TEL 03-3553-1015

ご加入は随時受け付けております。 お見積はもちろん無料！ お気軽にご相談ください。

平成22年度 全建協連各種補償制度の賦課金水準は下記の通りです。

第三者賠償補償制度

★各種割引制度★(全建協連独自の割引制度です。)

①無事故割引

1年間無事故	△5%
2年間無事故	△10%

②品質管理割引(ISO等)

IS(9000シリーズ等)の取得	△5%
------------------	-----

③セト加入割引

土木・建設工事補償制度もしくは傷害総合補償制度にご加入	△10%
-----------------------------	------

④優良業者割引制度

経営事項審査で800点以上	最大△15%
---------------	--------

モデル例 ●無事故割引 : △5% ●セト加入割引: △10%
●品質管理割引 : △5% ●優良業者割引: 適用なし

★賦課金水準★

補償内容	Aコース	Bコース	Cコース	地震・津波・危険物・火災・盗難・加害者
	従来型コース	充実補償コース	エコノミーコース	A・B・Cコース 共通
身体賠償	1名 1億円 1事故 3億円	1名 2億円 1事故 5億円	1名 5,000万円 1事故 1億円	—
財物賠償	1事故 3,000万円	1事故 1億円	1事故 1,000万円	1事故 2,000万円
免責金額(自己負担額)	3万円	なし(0万円)	3万円	5万円
被害者対応費用	10万円	10万円	10万円	—
事故被災者見舞金	5万円	5万円	5万円	—
完工高	第三者賠償補償賦課金			特約追加保険料
1億円	83,520円 (70,440円)	89,160円 (75,240円)	77,520円 (65,400円)	+ 30,000円
5億円	390,720円 (329,640円)	419,520円 (354,000円)	361,200円 (304,800円)	+ 150,000円
10億円	774,720円 (653,640円)	832,440円 (702,360円)	715,800円 (603,960円)	+ 300,000円

※上記賦課金はモデル例です。実際の賦課金は各種割引制度の適用状況によって異なりますのでご注意ください。
なお、()内は損害保険料、賦課金との差額は組合制度運営費となります。

土木・建設工事補償制度

モデル例

年間完工高の工事種類の割合
土木工事:建設工事=70%:30%

★賦課金水準★

完工高	土木・建設工事補償 賦課金
1億円	168,000円 (160,080円)
5億円	840,360円 (800,400円)
10億円	1,680,960円 (1,600,800円)

※上記賦課金はA(土木・建設)コースのモデル例です。(土木のみ(Bコース)、建設のみ(Cコース)でもご加入いただけます。)実際の賦課金は工事種類の比率によって異なりますのでご注意ください。
なお、()内は損害保険料、賦課金との差額は組合制度運営費となります。

※保険期間1年

傷害総合補償制度

モデル例

年間完工高の工事種類の割合
元請工事:下請工事=50%:50%

※下記は1口あたりの
賦課金です。

★賦課金水準★

補償内容	Sコース	Aコース	Bコース
死亡・後遺	1,000万円/1口	500万円/1口	1,000万円/1口
入院	3,000円/1口	3,000円/1口	
通院	2,000円/1口	2,000円/1口	
完工高	傷害総合補償賦課金		
1億円	91,200円 (86,880円)	64,680円 (61,560円)	53,040円 (50,520円)
5億円	345,840円 (329,400円)	244,440円 (232,800円)	201,600円 (192,000円)
10億円	678,840円 (646,560円)	479,520円 (456,720円)	395,880円 (377,040円)

※上記賦課金はモデル例です。実際の賦課金は元請・下請比率によって異なりますのでご注意ください。
なお、()内は損害保険料、賦課金との差額は組合制度運営費となります。
※保険期間1年、団体割引20%適用

※賦課金の内訳について

第三者賠償補償制度の賦課金の内訳は、損害保険料(約84.37%) 組合制度運営費(約15.63%)となります。
土木・建設工事補償制度および傷害総合補償制度につきましては、損害保険料(約95%) 組合制度運営費(約5%)となります。

- * 全建協連総合補償制度は、全建協連加盟協同組合に所属されている組合員の方のみがご利用いただける制度です。
- * このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンへお問い合わせください。

SJ10-07279 (2010/10/22)

技 士 会

1. 『監理技術者の講習会』についてお知らせ!!

今年度、最後の『監理技術者講習会』の日程についてお知らせいたします。

下記のとおり22年度の講習会は残り「1回」となりました。更新期にきている方は必ず受講してください。現在技士会で受講申し込みを受け付けております。

【CPDS認定講習会】

申し込み 宮崎県土木施工管理技士会 TEL 0985-31-4696 FAX 0985-31-4697

日 程	会 場
平成23年2月9日（水）	「宮崎県職業能力開発協会」 宮崎市学園木花台

監理技術者講習とは

監理技術者は常に最新の法律制度や技術動向を把握しておくことが必要であることから公共工事の専任の監理技術者として選任されている期間中のいずれの日において、講習を終了した日から「5年」を経過することのないように監理技術者講習を受講していなければなりません。

登録講習期間が実施した講習の修了者に対して受講を証明する「監理技術者講習修了証」が交付されます。

技士会は国土交通大臣登録講習実施機関としての登録を受け、平成16年11月より、監理技術者講習を実施しております。

また、建設業法の一部改正により、公共工事のみでなく重要な民間工事に配置する監理技術にも「監理技術者講習」の受講が義務付けられました。「平成18年12月20日交付」

監理技術者とは

発注者から直接工事を請け負い、そのうち3,000万円以上を下請け契約して工事を施工する場合は「監理技術者」を工事現場に置かなければなりません。「業法第26条」

2. 3回目の「監理技術者講習会」終わる

平成22年度第3回「監理技術者講習会」を、去る平成22年11月17日（水）に宮崎市学園木花台の「宮崎県職業能力開発協会」ホールで開催いたしました。多数の方々が熱心に受講されました。



大臣認定においては、技士会での講習会を受講できるようになりましたのでお知らせいたします。国家資格ですので受講し活用をしましょう！「平成21年9月24日」

宮崎県においては、平成22・23年度の「入札参加資格審査基準」が見直され、技術等評価数値の技術力・経営力による評価の②技術者の継続雇用状況で「監理技術者資格者証及び同講習修了証を保有している者」には今回「8点」の加点を頂けるようになりました。

1級土木施工管理技士「7点」・2級土木施工管理技士「3点」となっております。

3. 技士会本部（連合会）より口蹄疫のお礼

宮崎県で発生した口蹄疫の防疫に従事した技士会技術者に、全国の技術者仲間から多くの義損金が届けられました。お礼状が東国原英夫知事より技士会本部に送られ、JCMマンスリーレポートに掲載されましたのでお知らせします。

JCMマンスリーレポート 2010.11 Vol.19 No.6



平成22年4月20日宮崎県内における「口蹄疫」発生に対し、県内のあらゆる機関、団体、個人が一丸となって感染拡大を阻止し、早期撲滅に向けて、5月18日東国原本部長が非常事態を宣言し、その結果、7月27日に非常事態の全面解除がなされました。

連合会では、6月1日に各県等技士会に義援金を募りましたところ、各県等技士会から多くの義援金の拠出を得まして、同月29日に宮崎県技士会にお送りし、宮崎県口蹄疫被害義援金として宮崎県に送られたと

ころです。

今回、未曾有の災難に遭われた宮崎県にあつて、宮崎県技士会の皆様が日夜奮闘されましたことに改めて感謝申し上げますとともに、義援金を拠出して下さいました23の各県等技士会及び1会員会社の皆様に感謝申し上げます。

併せて、東国原宮崎県知事からは丁寧な感謝状が連合会に送られたことをご報告いたします。

今後は、一日も早く活気溢れる宮崎県に戻れることを心からお祈り申し上げます。

社団法人 全国土木施工管理技士会 連合会 様

ご支援、ありがとうございました。

このたびは、宮崎県口蹄疫被害義援金をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

お寄せいただきました義援金につきましては、宮崎県共同募金会、県及び関係機関で構成される義援金配分委員会において、該当する畜産農家の皆様に届けさせていただいております。

本県といたしましては、引き続き口蹄疫の発生防止に全力で取り組みとともに、総力を挙げて関係農家の支援、地域の復興に努めてまいります。

皆様のお気持ち、畜産農家の方々への力強いエールとなり、関係者へのあたたかい励ましとなっております。

どうぞ、今後とも、ご支援いただきますよう、お願いいたします。
最後にお礼状のお届けが遅くなりましたこととお詫び申し上げ、皆様のご発展とご多幸を心からお祈り申し上げます。

平成二十二年八月二十日

宮崎県知事

東国原英夫

改革には痛みが伴う、明日のために今日の痛みを耐え
豊かな社会をつくり、それを子や孫に残したい

建 退 共

1. 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」 標識（シール）について

「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」 標識（シール）（以下「現場標識（シール）」といいます。）の掲示については、「建退共制度改善方策について」（平成11年3月18日労働省、建設省、建退共本部）において、「加入促進強化、制度の周知徹底を図る」ため、現場標識（シール）を定め、掲示の普及を進めることとされました。

最近では、工事施工体制の検査等の際、この現場標識（シール）の掲示の有無を確認されます。

現場標識（シール）は、各地区の建設業協会（宮崎地区は除きます。）又は建退共宮崎県支部において、無料で配布しておりますので、必要枚数を申し出てください。

発注者から掲示を求められた場合には、現場事務所や工事現場の出入り口等、見やすい場所に現場標識（シール）の掲示をお願いします。

「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」 標識（シール）

この工事の元請事業主は 建退共に参加しています

工 事 名

発 注 者 名

事 業 所 名

契 約 者 番 号

この現場で働く方で雇用主が建退共に参加している場合
退職金制度の適用を受けられますので雇用主に確認しましょう。
建退共に未加入の下請事業主は、加入しましょう。
事業主は、退職金共済手帳に証紙を貼りましょう 手帳の更新を忘れずに。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

建退共 宮崎県支部

〒880-0805 宮崎県宮崎市橋通東2-9-19 宮崎県建設会館3階 ☎ 0985(20)8867

- ★ 建退共全員加入で明るい職場（加入率のアップ）★
- ★ お疲れさまに貼る1枚（手帳更新率のアップ）★

2. 建退共宮崎県支部取扱状況（10月分）

建退共宮崎県支部

月別	区分	共 済 契 約 者 数	被 共 済 者 数	月別	区分	手帳更新 状 況	退職金支給状況		掛金収納状況 (9月分)
9月末計		社 3,318	名 47,658	前年度累計		冊 374,141	件 41,565	千円 24,168,249	千円 110,419,983
加 入		8	143	当 月 分		795	95	68,398	71,481
脱 退		116	138	本 年 度 分		5,637	882	706,542	302,086
10月末計		3,210	47,663	累 計		379,778	42,447	24,874,791	110,722,069

注：掛金収納額は22.9月分を表す

厚生年金基金

1. 事業概況（10月分）

1. 適 用

（平成22年10月末現在）

設立事業所数	加 入 員 数		
	男	女	計
348社	3,734	592	4,326

2. 給 付

裁定状況

（平成22年10月末現在）

	当 月 分		年 度 累 計	
	件数	金 額	件数	金 額
第 1 種 退 職 年 金	12	5,678,300	69	32,995,900
第 2 種 退 職 年 金	21	5,053,200	138	33,329,200
選 択 一 時 金	6	4,085,600	48	30,750,600
脱 退 一 時 金	18	4,490,100	154	27,363,700
遺 族 一 時 金	0	0	3	2,472,800

3. 年金経理（保有資産・時価）

（平成22年10月末現在）

信 託 資 産	13,097,092,589 円
合 計	13,097,092,589 円

建 災 防

1. 「建設業年末年始労働災害防止強調期間運動」について！

公共工事等の最盛期で労働災害の多発が懸念される年末年始の祝祭日をはさんだ（平成22年12月1日～平成23年1月31日）を「建設業年末年始労働災害防止強調期間」と定め、「無事故の歳末 明るい正月」のスローガンのもとに労働災害防止の徹底を図るための運動を展開するものです。

会員各位におかれましては、本運動の目的を達成するために「建設業年末年始労働災害防止強調期間実施要領」に基づいた経営首脳による工事現場等の安全パトロールを実施して頂き、「店社及び現場の安全衛生水準の向上」を図って頂くようお願いします。

平成22年度 年末年始建設業労働災害防止強調運動実施要綱

1 目 的

県内の建設業における労働災害の死亡者数は、平成11年から14年までの間は10人台で推移し、平成15年以降は一桁台で増減を繰り返していたが、平成20年と21年は過去最少の1人となり、平成22年は11月10日現在で3人となっている。平成11年から平成21年までの11年間で見ると、建設業の死亡者数は全産業の約40%（77人）を占め、その内訳は、建設三大災害（墜落・転落災害、車両系建設機械等災害、地山崩壊等災害）で約60%（45人）、交通労働災害で約13%（10人）となっている。時期的には、年末年始と夏場に多発傾向が見られる。

このため、公共工事の最盛期の時期で、労働災害の発生が懸念される年末年始の期間に、公共工事発注機関及び労働災害防止団体等が連携して、年末年始建設業労働災害防止強調運動を展開し、建設三大災害や交通労働災害等に係る労働災害防止対策の徹底を図ることを目的とする。

2 実施期間

平成22年12月1日から平成23年1月31日

3 実施機関

厚生労働省宮崎労働局（宮崎労働基準監督署、延岡労働基準監督署、都城労働基準監督署、日南労働基準監督署）

国土交通省九州地方整備局（宮崎河川国道事務所、延岡河川国道事務所、宮崎港湾・空港整備事務所）

農林水産省九州農政局（都城盆地農業水利事業所、尾鈴農業水利事業所、西諸農業水利事業所、綾川二期農業水利事業所）

宮崎県（県土整備部、農政水産部、環境森林部、企業局）

建設業労働災害防止協会宮崎県支部

建設荷役車両安全技術協会宮崎県支部

4 実施事項

(1) 厚生労働省宮崎労働局（宮崎労働基準監督署、延岡労働基準監督署、都城労働基準監督署、日南労働基準監督署）

- ・ 事業主団体等に対する「年末年始建設業労働災害防止強調運動」への協力要請
- ・ 各種会議等における建設三大災害防止対策徹底の要請
- ・ 安全パトロール等の実施

-
- ・ ポスター掲示による労働災害防止対策の啓発
 - ・ ホームページを活用した労働災害防止対策の周知
 - ・ 現場代理人による「安全現場宣言」運動の推進
 - ・ 安衛則改正に伴う足場等に係る措置及び通達により示された「より安全な措置」の指導
- (2) 国土交通省九州地方整備局（宮崎河川国道事務所、延岡河川国道事務所、宮崎港湾・空港整備事務所）
- ・ 施工業者に対する「年末年始建設業労働災害防止強調運動」に対する協力要請
 - ・ 施工計画における安全管理対策徹底の指導
 - ・ 安全パトロールの実施
 - ・ 現場における安全対策の確認指導
 - ・ 工事検査時での安全・訓練等の実施に関する施工業者への指導徹底
 - ・ ポスターの掲示
- (3) 農林水産省九州農政局
- （都城盆地農業水利事業所、尾鈴農業水利事業所、西諸農業水利事業所、綾川二期農業水利事業所）
- ・ 施工業者に対する「年末年始建設業労働災害防止強調運動」に対する協力要請
 - ・ 施工計画における安全管理対策徹底の指導
 - ・ 安全パトロールの実施
 - ・ 現場における安全対策の確認指導
 - ・ 工事検査時での安全・訓練等の実施に関する施工業者への指導徹底
 - ・ ポスターの掲示
- (4) 宮崎県（県土整備部、農政水産部、環境森林部、企業局）
- ・ 施工業者に対する「年末年始建設業労働災害防止強調運動」に対する協力要請
 - ・ 施工計画における安全管理対策徹底の指導
 - ・ 安全パトロールの実施
 - ・ 現場における安全対策の確認指導
 - ・ 工事検査時での安全・訓練等の実施に関する施工業者への指導徹底
 - ・ ポスターの掲示
- (5) 建設業労働災害防止協会宮崎県支部
- ・ 安全パトロール等の実施
 - ・ 事業者に対する労働災害防止対策徹底の要請
 - ・ ポスター・パンフレット等の作成・配布
- (6) (社) 建設荷役車両安全技術協会宮崎県支部
- ・ 検査時等における災害事例集・パンフレット・月例点検表等の配布
 - ・ 事業場が実施する安全教育に対する協力
- (7) 事業場の実施事項
- ・ 現場代理人による「安全現場宣言」運動の実施
 - ・ 安全管理体制の確立と安全管理者等の職務の完遂
 - ・ 経営首脳、安全管理者等による安全パトロールの実施
 - ・ 建設三大災害防止のための安全点検・改善の実施
 - ・ 安全衛生教育の実施
- (8) 機械等貸与者の実施事項
- ・ 車両系建設機械貸与時における運転資格等の確認
 - ・ 災害事例・パンフレットの配布等による労働災害防止対策の啓発

5 労働災害防止対策における重点事項

(1) 墜落・転落災害防止対策

- ・ 計画段階における墜落防止対策の検討
- ・ 平成21年の足場に係る安衛則改正により新たに義務付けられた「下さん等」の設置の措置及び通達により示された「より安全な措置」の遵守と徹底
- ・ 墜落危険箇所における足場先行工法・手すり先行工法による足場の設置及び足場設置の困難な場所における安全ネット等の使用
- ・ 足場と躯体で墜落のおそれのある箇所におけるブラケット足場の設置
- ・ 足場の組立て等作業主任者の選任と職務の遂行
- ・ 足場組立後等の安全点検の確実な実施
- ・ 適正な昇降設備の設置
- ・ 適正なはしご・脚立の使用及びはしごの転移防止措置の徹底
- ・ 開口部の養生
- ・ 安全帯、保護帽の着用

(2) 車両系建設機械災害防止対策

- ・ 作業開始前における作業計画の作成等事前検討の徹底
- ・ 車両系建設機械の作業半径内など接触するおそれのある箇所への立入禁止措置等の徹底
- ・ 車両系建設機械の運行経路と通路の分離
- ・ 路肩の崩壊防止、幅員の確保、ガードレールの設置など路肩の表示等の徹底
- ・ 安定度、最大使用荷重等の遵守
- ・ 車両系建設機械の用途外使用禁止の徹底
- ・ クレーン機能付車両系建設機械の適正な使用
- ・ 転倒時保護構造を備えた車両系建設機械運転中のシートベルトの着用
- ・ 無資格運転禁止の徹底
- ・ 車両系建設機械管理の徹底
- ・ 特定自主検査等定期自主検査の実施

(3) 地山崩壊等災害防止対策

- ・ 作業計画（土止め支保工の組立図を含む。）の作成
- ・ 上下水道工事における土止め先行工法の実施
- ・ 土止め支保工の設置及び土止め支保工作業主任者の選任と職務の遂行
- ・ 安全な勾配による施工及び地山掘削作業主任者の選任と職務の遂行
- ・ 作業開始前、大雨後等における地山の点検の実施

(4) 交通労働災害防止対策

- ・ 交通労働災害防止のための管理体制等の確立
- ・ 送迎の際の安全運行のための指示等適正な走行管理
- ・ 運転位置から離れる場合の確実な逸走防止措置の徹底
- ・ 自動車運転業務従事者の安全衛生教育及び運転者認定制度の導入
- ・ 健康診断を含めた健康管理の徹底
- ・ 交通労働災害防止に対する意識の高揚
- ・ 過労運転防止対策の確立

火 薬 協 会

1. 火薬類の廃棄処理について

火薬類を廃棄しようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければなりません。

本県においては、平成14年に須木村のダム湖に多量のダイナマイトや雷管を投棄した事案が発生していますが、廃棄処理は、極めて大切でしかも非常に難しい作業であることから、経験豊かな者が作業に当る必要があります。

(1) 一般的な火薬類の廃棄方法

都道府県知事の許可を受ける必要があります。(火薬類取締法第27条) 火薬類廃棄許可申請書を県に提出。

(2) 廃棄場所

廃棄しようとする火薬類の全量が万一爆発した時でも他に危害を及ぼさないような広さが必要。また、土堤、消火用ピット、防爆壁、鏡等を必要に応じて設けることが望ましい。

(3) 廃棄処理の方法

平成19年4月から国際的な取り決めで「海洋投棄」が禁止され、現在は、火薬・爆薬の種類や成分、状態に応じて、燃焼処理、爆発処理、水溶解処理、化学分解処理が行われています。

なお、廃棄の方法に関する技術上の基準は、火薬類取締法施行規則第67条で詳細に定められている他、火薬の種類、品種による最大処理量など注意すべき事項もあります。

2. 今年最後の保安教育講習会について

今年最後の保安教育講習会を12月9日(木)に開催しますので、今年が受講年となっており、まだ受講していない方は早めに受講申込をしてください。

日	時	12月9日(木)	10:00～(再教育)	13:00～(責任者、従事者)
場	所	宮崎市	宮崎県建設会館	5階会議室
種	別	再教育、責任者、従事者の保安教育講習会		
申	込	先 宮崎県火薬保安協会 (0985-25-4678)		

火薬類 守っていますか 作業の基本 心の油断が まねく事故

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（10月分）

西日本建設業保証(株)
宮崎支店

I. 全般の状況

（単位：件、百万円）

	当 月				累 計			
	件 数	増 減 率	請負金額	増 減 率	件 数	増 減 率	請負金額	増 減 率
平成22年度	545	▲16.4%	15,521	▲5.3%	2,333	▲22.5%	87,991	▲11.0%
平成21年度	652	▲3.4%	16,382	▲15.5%	3,010	12.3%	98,900	7.8%
平成20年度	675	▲9.4%	19,390	▲5.9%	2,681	▲0.8%	91,738	5.6%

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比。以下同じ。

II. 発注者別の状況

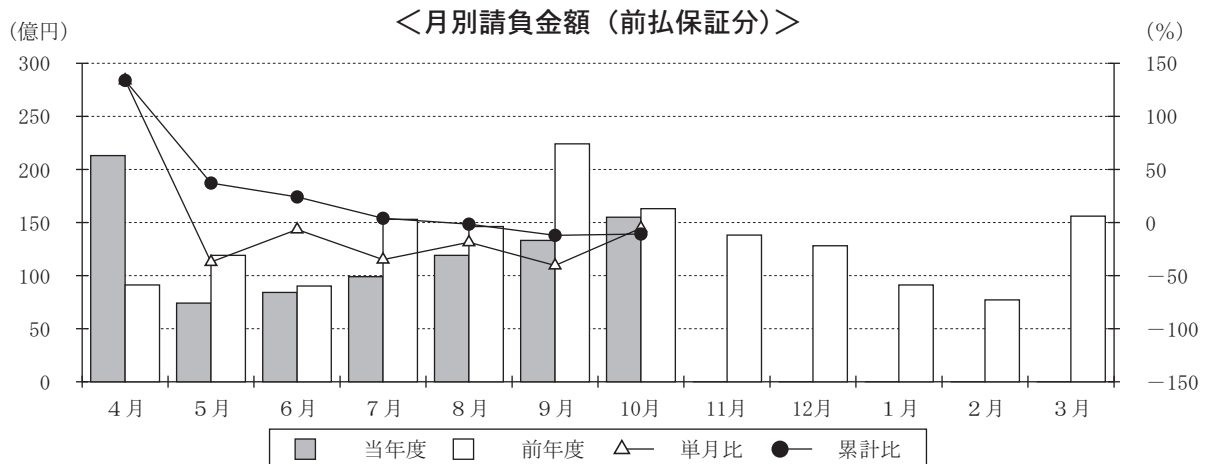
（単位：件、百万円）

	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比
国	21	3,110	▲22.3%	20.1%	149	20,073	▲34.3%	22.8%
独立行政法人等	1	33	▲87.4%	0.2%	43	10,080	1.0%	11.5%
県	235	7,328	21.0%	47.2%	896	28,451	16.0%	32.3%
市 町 村	284	4,846	▲17.6%	31.2%	1,217	26,750	▲13.3%	30.4%
そ の 他	4	202	15.0%	1.3%	28	2,635	▲11.9%	3.0%
計	545	15,521	▲5.3%	100.0%	2,333	87,991	▲11.0%	100.0%

III. 地区別の状況

（単位：件、百万円）

	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比
宮 崎	110	3,302	▲17.2%	21.3%	466	18,694	▲14.2%	21.3%
高 岡	15	258	▲63.4%	1.6%	80	1,630	▲36.1%	1.8%
西 都	21	1,220	65.3%	7.9%	139	3,781	13.6%	4.3%
高 鍋	44	996	64.4%	6.4%	130	7,247	▲44.8%	8.2%
日 南	32	497	▲50.0%	3.2%	159	3,931	▲39.1%	4.5%
串 間	20	328	▲45.3%	2.1%	79	1,187	▲31.2%	1.3%
都 城	88	1,885	3.1%	12.1%	294	6,813	▲28.1%	7.7%
小 林	55	945	▲57.0%	6.1%	211	10,566	21.9%	12.0%
日 向	61	1,485	▲42.2%	9.6%	356	13,103	32.4%	14.9%
延 岡	60	3,812	149.1%	24.6%	254	15,703	▲9.4%	17.9%
西 臼 杵	39	790	28.2%	5.1%	165	5,331	17.3%	6.1%
計	545	15,521	▲5.3%	100.0%	2,333	87,991	▲11.0%	100.0%



2. 中間前払のご案内 ～年末年始の資金手当に～

中間前払金は、一括現金払出できます。
お早めに請求可能時期をご確認下さい。

中間前払とは、公共工事において

- ①工期の半分以上を経過し ②出来高が半分以上になったとき
当初の40%の前払金に加え、さらに20%の前払金を請求できる制度です。

<請求できる発注者>

宮崎県、宮崎市、都城市、延岡市、小林市、西都市、美郷町、高鍋町、三股町、国交省、
農水省など

<特 長>

- ①払出は一括現金（確認資料不要、当社が払出書類作成）
②保証料が一律0.065%と格安
銀行借入金利と比べて格安です。
③申込手続が簡単

なお、中間前払保証の申込には「認定調書（通知書）」が必要です。

請求時期（工期半分以上かつ出来高半分以上）となりましたら、「中間前金払認定請求書（申請書）」に「工事履行報告書」を添えて発注者に提出して下さい。

↓

発注者より「認定調書（通知書）」が発行されます。

<申込必要書類>

- ①保証申込書 ②前払金使途内訳明細書 ③認定調書（通知書）のコピー

◎お問い合わせ先
西日本建設業保証株式会社 宮崎支店
(TEL: 0985-24-5656)

3. 下請債権保全支援事業～手形債権保証・買取のご案内～

保証ファクタリング（手形資金化オプション付）

国土交通省 が創設した『下請債権保全支援事業』に基づき、貴社が保有する手形債権の支払を保証・買取するサービスです。手形が不渡となった場合でも、貴社に買戻の義務は生じません。

西日本建設業保証グループ

株式会社建設総合サービス

商品概要

手形保証

- 元請建設企業の倒産等で、保有する約束手形が決済されない場合に備え、当社が保証限度内で**手形債権を保証**します。
- 貴社が負担する保証料に対して、保証料率の**2／3（年率4％上限）**が国より助成されるため、保証料負担の低減が図れます。
- 約束手形1枚ごとにお申込みいただけます。
※根保証方式ではございません。
- 元請建設企業に知られることなく、安心して債権の保全が図れます。

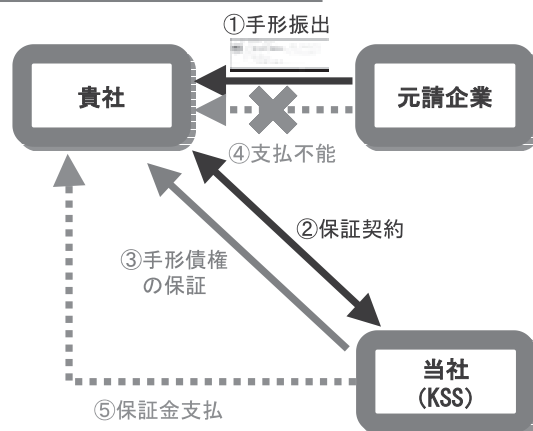


さらに、オプションで、

手形買取

- 手形保証に加えて、手形の資金化を希望される方には、オプションで**保証対象の手形**を当社が**買取（手形割引）**いたします。
※当社所定の審査により、保証対象外となった手形の買取はいたしません。
- 買取料率は**一律2％（年率）**です。

手形保証のスキーム



※当事業の実施期間は平成22年3月1日～平成23年3月31日までとなります。

保証料

保証料率

助成後年率

2.0%～9.0%

利用料

別途、当制度の利用料1.0%（年率）が必要となります。
※当社がお預かりして国に納付いたします。

担保

担保および連帯保証人は必要ありません。

参考：手形保証料のご負担例

【条件例】

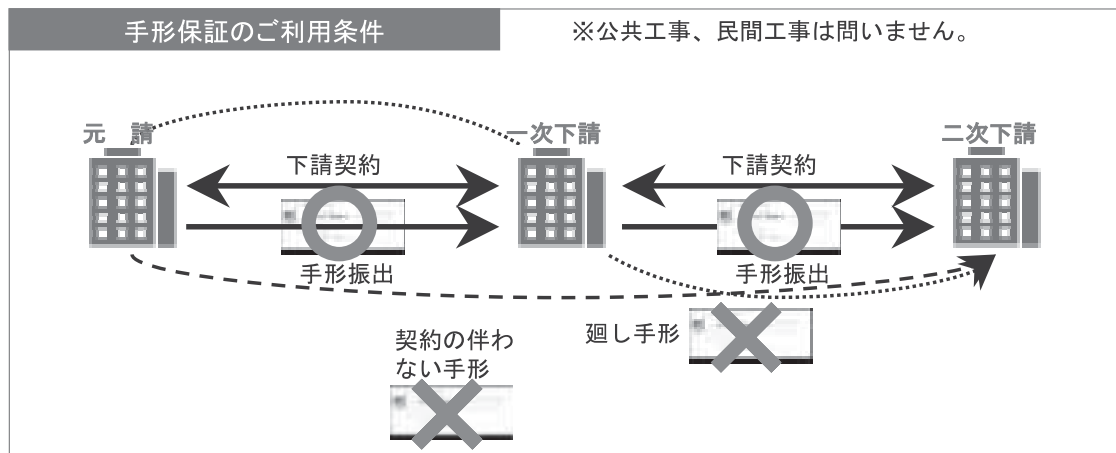
- 保証金額：700万円
- 保証料率：年率8%（助成後：年率4%）
- 保証期間：73日（手形サイト120日）
※保証開始日～保証末日までの日数

- ① 当社の保証料：112,000円
(700万円×8%×73/365)
- ② 助成金額：56,000円
(700万円×4%×73/365)
- ③ 制度利用金額：14,000円
(700万円×1%×73/365)

お客様ご負担額：70,000円（①-②+③）

ご利用条件

保証ファクタリングは、一次下請建設企業等に限らず、二次や三次の下請建設企業等でもご利用いただけます。ただし、廻し手形や契約の伴わない手形等は保証の対象とはなりません。



①制度を利用できる企業

- ・ 資本金20億円以下または常勤従業員1500人以下の企業
 ※一次下請企業に限らず、資材納入企業や二次以下の下請企業も利用できます。
 ※担保および連帯保証人は不要です。

②手形の銘柄（手形振出人）の条件

- ・ 当該年度または前年度に公共工事受注実績がある。
- ・ 法的倒産手続き（民事再生等）をしておらず、手形不渡を出していない。
- ・ 元請建設企業1社当たりの債権保証限度額を超過していない。

③保証の対象となる約束手形

- ・ 建設工事（公共・民間）にかかる代金支払のために直接の取引先が振り出した約束手形 ※裏書手形（廻し手形）、為替手形は対象外
- ・ 手形期間（支払日～支払期日）4ヶ月以内、保証期間（保証開始～支払期日）30日以上
- ・ 保証申込1回の合計額300万円以上、約束手形1枚の額面50万円以上

※その他利用条件は建設総合サービスのホームページ、パンフレットをご覧ください。

●お申込先

(株)建設総合サービス 金融事業部
 (貸金業登録大阪府知事(2)第12785号)
 電話06-6543-2843
 URL <http://www.wingbeat.net>
 担当(宮元、芝、槇)

●制度紹介・パンフレット設置場所

西日本建設業保証(株)宮崎支店
 電話0985-24-5656

(財)建設業福祉共済団からのお知らせ

育英奨学金後期分31,788,000円、260名に給付!!

《後期分260名に給付》

共済団は11月5日、平成22年度の育英奨学金の後期分（平成22年10月～平成23年3月まで）として要保育児16名、小学生72名、中学生57名、高校生55名、大学生等60名の計260名に対し31,788,000円を給付しました。

《育英奨学金制度とは》

この制度は、「社会有用の人材育成を通じ建設業の発展に資すること」を目的として昭和60年から実施され、現在までに奨学生の延べ人数は6,310人、累計給付額は11億3,474万円余となっています。

奨学金は、業務災害または通勤災害により、死亡、身体障害1～3級、傷病1～3級に該当し、建設共済制度の共済金支払い対象となった被災者の子に対して給付されるもので、保育期間および小学校から大学までの在学期間中、継続して給付しています。

なお、共済団の奨学金制度は他の奨学金制度との併用も可能で、返済は不要です。

◎給付額は以下のとおりです。

・要保育児……月額	12,000円	年額	144,000円
・小学生……月額	12,000円	年額	144,000円
・中学生……月額	16,000円	年額	192,000円
・高校生……月額	18,000円	年額	216,000円
・大学生等……月額	39,000円	年額	168,000円

◎要保育児および奨学生の対象であるにもかかわらず手続きがお済みでない場合は、随時受付けておりますので共済団までご連絡下さい。

★ 建設共済制度創設40周年を記念して切手シートのプレゼントキャンペーン実施中！
詳しくはホームページをご覧ください。

—— 資料請求や掛金試算もできます。ご利用ください。 ——

URL→<http://www.kyousaidan.or.jp/>

◎お問い合わせは、下記までご連絡ください。

(社) 宮崎県建設業協会 TEL 0985-22-7171

(財) 建設業福祉共済団 TEL 03-3591-8451

- 建設業界による自主的な共済制度で掛金が安い。
- 元請下請問わず無記名で補償。
- 元請下請それぞれの契約者へ重複支払い。
- 企業の諸費用部分も補償。
- 事業主(契約者)への速やかな支払い。
- 経営事項審査において15点の加点。

ココロをつなぐ

建設共済

法定外労災補償制度

安心支える、
大きな力。



財団法人 建設業福祉共済団

(厚生労働省・国土交通省共管)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15 虎ノ門NSビル

■ 取扱機関：(社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橋通東2-9-19

TEL0985-22-7171 FAX0985-23-6798

「建設共済」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

Tel.03-3591-8451

<http://www.kyousaidan.or.jp/>